⑵　⑴の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容

⑶　⑴の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容

⑷　⑴から⑶までの内容を実施するための態勢

３．「送金資金に不足が生じた場合」は、特定信託為替取引の依頼が集中したこと等により、利用者への送金資金に不足が生じ、特定信託為替取引の履行が確保されないおそれが生じた場合において、当該特定信託為替取引の履行を確保するための対応（実施するための態勢を含む。）を記載すること。

４．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

５．「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」及び「送金資金に不足が生じた場合」に記載した事項を定めた社内規則等を添付すること。

（別添６）

８．その他特定資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

（記載上の注意）

必要に応じ、記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

別紙様式第９号の４（第９条の４第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官　殿

申請者　登録番号　財務（支）局長　第　　号
届出受理番号　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　　―　　）
住　　所
電話番号（　）　―
商　　号
代表者の
氏　　名

業務実施計画の変更認可申請書

資金移動業者に関する内閣府令第９条の４第１項の規定に基づき、資金決済に関する法律第40条の２第１項（法第37条の２第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の業務実施計画の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

別紙様式第９号の４（第９条の４第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官　殿

申請者　登録番号　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　　―　　）
住　　所
電話番号（　）　―
商　　号
代表者の
氏　　名

業務実施計画の変更認可申請書

資金移動業者に関する内閣府令第９条の４第１項の規定に基づき、資金決済に関する法律第40条の２第１項の業務実施計画の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。